

# 森林整備保全事業計画とは

森林法に基づき、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、農林水産大臣が5年ごとに、5年間の森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の実施の目標及び事業量を定めるものです。

今回策定した森林整備保全事業計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする計画です。

## 森林整備保全事業計画の位置づけ

## 森林計画制度の体系

